

区分・種別	県指定有形文化財（工芸品）		
名称	わにぐち 鱧口 1個		
所在地	上浮穴郡久万高原町西明神		
所有者	高殿神社	管理団体	
指定年月日	昭和54年3月20日		
解説	<p>外縁径27.5cm、厚さ8.5cm、重さ5.65kg、青銅製で表裏に簡略化された蓮華文<sup>れんげもん</sup>を鑄出している。銘帯の右半分に「大日本國与州浮穴郡久万山東明神三嶋大明神鱧口也」、左半分に「干時應永廿三年九月廿三日願主弥五郎正家敬白」とたがね彫りで記してある。</p> <p>銘文中の三嶋大明神は、現在の明神小学校になっている所にあったものを、明治43（1910）年に高殿神社に合祀<sup>ごうし</sup>されたものである。</p> <p>形と銘文の應永23（1416）年から室町時代の作と考えられ、素朴で地方色の濃いもので、同時代のやや小型のものが多い中では特に大型で立派なものである。</p>		

